

令和2年5月26日

◎**浜田委員長** ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(15時開会)

◎**浜田委員長** 本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、あすの委員会で協議していただきたいと思います。

それではお諮りします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案について、各部局ごとに説明を受けることにします。

《健康政策部》

◎**浜田委員長** 最初に、健康政策部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**鎌倉健康政策部長** それでは、健康政策部の総括の御説明をさせていただきます。当部からは一般会計の補正予算の議案及び専決処分報告を提出させていただいておりますが、まず補正予算について説明をさせていただく前に、新型コロナウイルス感染症対策の状況につきまして御報告をいたします。

お手元の議案参考資料、青色のインデックス、健康政策部のページをめくった次のページをごらんください。オレンジの折れ線が入院患者数ですが、本県では2月28日に確認された第1例目の方からの第1波と一旦それが落ちついた後、3月27日に確認された第13例目の方からの第2波の2つの感染の波がありました。現在、4月30日以降新たな感染者は確認されておらず、感染状況は落ちついていて、入院中の方は本日時点で2名となっております。左の表で第1波のときの12人の入院患者と第2波の退院した60人の入院患者の退院までの平均日数の状況を比較してみますと、第1波の12人は9.67日だったのに対し、第2波の60人は16.87日と、第2波では入院期間の長い人が多かったという違いが見られました。ちなみに最も入院期間の長い人の入院日数は第1波では20日、第2波では56日に及んだ方もいらっしゃいます。グラフのほうに目を移していただいて、折れ線の背景にある棒グラフは、医療提供体制としての確保病床数ですが、4月9日に1日で10人の感染者が発生をしまして一気に状

況が逼迫し、4月12日には入院患者数が公表の病床数を上回る状況となりました。ただ、高知医療センターで公表している16床には相部屋も含まれておりまして、御家族やお仲間の方を同室に入れるということでのぎまして、翌4月13日からは、軽症者等の宿泊療養施設として「やまもも」の運用が開始できたことによって、病床の逼迫を回避することができました。その後、確保病床数をふやしまして、現在は本会議での答弁のとおり、入院協力医療機関を含めまして166床を確保できております。さらに宿泊療養施設についても、「やまもも」以外に民間ホテルを確保できるよう調整中でございます。県内の感染状況が落ちついているうちに次なる感染拡大に備え、検査体制の充実と医療提供体制の強化に取り組んでいるところでございます。

それでは、まず、早急に対策を要する経費について4月30日付で専決処分をさせていただいた補正予算の御報告でございます。お手元の資料④議案説明書（条例その他）の26ページをお開きいただけますでしょうか。

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用しまして、PCR装置の追加設置を初め、入院協力医療機関における簡易陰圧装置の整備、入院患者受け入れのための空床補償等に係る経費として、健康政策部において総額で23億681万6,000円の増額補正予算を専決処分させていただきました。詳細については後ほど各課長から御説明をさせていただきます。

続いて、今回上程しております補正予算議案について御説明をさせていただきます。お手元の資料②議案説明書（補正予算）の4ページをお願いします。

健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、総額で5,914万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、6ページをお願いします。

医療機関が実施する新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者への特殊勤務手当の支給を支援することとし、そのために必要な経費を計上しています。詳細については後ほど医療政策課長から御説明いたします。

以上で、私からの総括説明を終わります。

◎**浜田委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎**浜田委員長** 初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎**平本健康長寿政策課長** 当課からは専決処分いたしました補正予算につきまして御説明いたします。お手元の資料④議案説明書（条例その他）の28ページをお願いします。

当課の補正は、備品購入費のみでございます。新型コロナウイルスの検査体制をさらに強化するために追加設置する検査機器にかかる費用を計上いたしております。具体的には、PCR装置及び検体の前処理を行うための自動核酸精製装置をそれぞれ3台から4台に1台ずつふやすとともに、検査作業の効率化を図るために遠心機を2台、検体を保管するために

必要な冷凍機能付インキュベーターと超低温フリーザーをそれぞれ1台ずつ、使用済みの防護服などを滅菌処理するために必要なオートクレーブを1台追加設置することで、1日当たり最大でこれまでの144検体から216検体の検査ができるように充実を図ってまいります。

なお、これらの機器につきましては、自動核酸精製装置を除きまして、6月中に納品される予定となっております。

以上で、健康長寿政策課の説明を終わります。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**土居委員** 一定、県内の新型コロナウイルス感染症が鎮静化しているこの間に、検査体制の充実や医療体制の強化を最優先でしっかりやっていると知事答弁があったんですが、それを進める上に、これから県内は災害シーズンに入っていくと。また、南海トラフ地震もいつ来るかわからないという中で、防災対応力の強化といった視点もしっかり含めて、このような医療体制を今の時点で総チェックしていくことも必要だと思うんですが、例えば、PCR装置等の一連の機器類について、一年か一昨年だったと思うんですが、監査報告では、震災対策の転倒防止の処置等、PCR装置とかやっていたと思うんですが、その後、いろんな機器類の追加購入等ある中で、これらの新しい装置について、そのような措置はしっかりとられているのかお聞きいたします。

◎**平本健康長寿政策課長** 備品購入につきましては台帳等を整備いたしまして、登録をしてまいりたいと考えてございます。

◎**土居委員** 登録というか転倒防止の措置をしっかりとる必要があるんじゃないかということで、最初の1台目のPCR装置は防止策をとられているんですよ。その後、追加購入しているんで、それらについて措置はしっかりやっているのかということ。

◎**鎌倉健康政策部長** 直接、衛生環境研究所に行って状況を見てきたところですけども、そこまで私自身確認できなかったです。突っ張り棒みたいなものはなかったものですから、改めまして、衛生環境研究所に話をしまして、そうしたところに抜かりもないように、再度、注意喚起をしたいと思います。

◎**土居委員** 万一、地震等起きてそれが倒れて壊れるようなことがあったら、せっかく追加購入したものがもったいないと思いますので、その辺は、注意もしていただきたい。あと、お聞きしたいのが、こういったPCR装置はこれまでフル稼働していたと思うんですけど、壊れたりすることはないのか。メンテナンスについてはどのようにされているのかお聞きいたします。

◎**平本健康長寿政策課長** 今、PCR装置は3台ございまして、今度改めて専決処分、4台目を購入させていただこうと思っております。今稼働している3台のうち、新型コロナウイルス対策として稼働しているものは基本的に2台ございまして、1台はバックアップ用としてやっております。そのバックアップ用も壊れたときもありますし、新型コロナウイルス

以外のノロウイルスですとかはしかとかそういったものの対応もございますので、そういった場合にも備えて、バックアップとしての用意はしてございます。また、購入するメーカーでございますけれども、そういった保守等もやってくれるところでございますので、そういった対応はしっかりやってまいりたいと考えてございます。

◎土居委員 保守するのは委託ですけれど、県内業者ですか。

◎平本健康長寿政策課長 県内事業者でございます。

◎土居委員 メンテナンス期間はどのくらいかかるものですか。

◎平本健康長寿政策課長 期間まではちょっと把握してございませんので、確認させていただきます。

◎塚地委員 本当にこの間大変なお仕事で御苦労さまでございます。ちょっと収束の状況も見えて、この間体を休めていただいて、次の波に備える体制、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。それで、衛生環境研究所はこの間機材はふやしてきて、きょう御答弁で16人ほどに体制を強化されるお話が出て、充実していくようになるんだなと思ったんですけど、例えば検体を運んだりするのもこちらの職員が対応しないといけない状況なんじゃないか。

◎平本健康長寿政策課長 検体を運ぶ業務につきましては、福祉保健所の職員が衛生環境研究所まで運ぶという形になっております。運ばれたものの受け付けや台帳の登録を衛生環境研究所の職員で対応している形でございます。

◎塚地委員 この間、相当深夜にわたるハードな仕事をされてこられたと思うんですけど、この人数で一定、余裕を持った労働時間で落ちついて仕事ができるという状況になりますか。

◎平本健康長寿政策課長 2月、3月の段階は8名でやっておりまして、4月に入って検体数が多くなって検査の数も多くなってまいりましたが、そういった形ですぐに作業に取りかかれるわけではなくて、一定研修などもしながら、だんだん体制を強化してまいりまして、6月から16名の体制となりますので、そういった過度に集中するわけではなく、ローテーションを組んで負担がかからないような体制をとってまいりたいと考えてございます。

◎塚地委員 やはり過労が起こりますとなかなか検査の精度という問題も出てきたりして、人的に充実させたことはすごくいいと思うので、ぜひ信頼に足るお仕事をさせていただきたいとお願いしておきます。

◎岡田委員 衛生環境研究所以外でも、PCR検査ができる体制をとるということは検討されていますか。

◎家保健康政策部副部長 診療報酬の上でもPCR検査をきちんと位置づけていただいておりますので、県としては外注できるような機関があれば、できるだけ外注はしたいと思っております。ただし、県内の中には、PCR検査ができるのは大学病院とかごく一部のところでし

て、それが外部の検査を受け入れられるような状況には現在ないということでございます。望むらくは、民間の事業者、検査機関が県内でPCR検査をしていただければ非常にいいかと思えますけれども、現在の県内の状況などを見ると、なかなかそこまで民間検査機関がPCR機器を導入してまでというのはいないですので、一定県外に搬送ということも踏まえながら、活用できるかどうか、検査機関、検査会社とも協議はしていきたいと思っております。

◎岡田委員 今後どのような展開になるかわかりませんが、日本の場合、検査数が少ないということを指摘されているし、全体状況を正しく把握するには一定数の検査が必要ではないかという思いがあります。あわせて医療機関、福祉機関のリスク管理の観点からも、一定数の検査は必要ではないかと思うんです。これに対して衛生環境研究所だけでの対応になるのか、もう少し民間、大学病院等も含めて、検査の体制をつくっていく検討は必要と思いますが、その辺の御見解はどうでしょうか。

◎家保健康政策部副部長 検査については全て陽性になれば100%陽性というわけではございません。偽陽性とかという部分でございます。そういう場合、あらかじめ事前確率とあって、集団の中でどれぐらいの方がそういう陽性になるのかという割合が低いと、どうしても偽陽性が入ってまいります。そういう意味で、医師の判断、診察に基づいて、かなり事前の確率を上げた状態で検査をするというのが、今後の検査の基本にはなりますが、その中で、医師の診察で必要な方が今後ふえてくる可能性は、当然想定しないといけませんので、先ほど委員おっしゃったように、民間での検査機関の役割分担とか、また、県内でほかに持っておられる方が活用できるかどうかについては、関係者ともお話をしながらやっていただきたい、やっていこうと思っておりますが、各々医療機関、他の業務もありますので、衛生環境研究所のようにこれを専門にやれるところではないですので、なかなか現実的には難しいという問題があるということは御理解いただければと思います。

◎岡田委員 そのような展開になれば、連携もとりながら進めていただければと思います。

◎浜田委員長 平本課長、土居委員の最後の質問に対するの答えを、後ほどお願いします。

以上で、質疑を終わります。

〈医療政策課〉

◎浜田委員長 次に、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医監兼医療政策課長 当課からは、4月専決の補正予算と5月補正予算について御説明させていただきます。

まず、報第3号議案の4月専決補正予算について御報告いたします。お手元の資料④議案説明書（条例その他）の29ページをお願いします。

歳入の国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ですが、こちら歳出で御説明する事業の財源でございます。

続きまして、30ページをお願いします。歳出でございます。

説明欄の1保健医療計画推進事業費の新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金5億8,576万9,000円でございますが、資料を使って御説明いたしますので、お手元の議案参考資料の医療政策課のインデックス、1ページをお願いします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保、重症患者に対応するための医療従事者の確保、また休業等となった医療機関の再開支援により緊急に必要な医療提供体制の確保を目指すものでございます。

まず(1)病床の確保、消毒等の支援としましては、①県の依頼に対し、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを承諾した入院協力医療機関に病床確保する経費を支援するものでございます。次の②患者対応を行った後の病床の消毒経費や、③入院協力医療機関の医療従事者が宿泊施設を利用する経費についてもあわせて支援するものでございます。

次に(2)重症患者に対応できる医療従事者の派遣体制の確保でございますが、重症者に対して専門性の高い医療機器、具体的には人工呼吸器や体外式膜型人工肺、いわゆるECMOという装置による治療が必要となりますが、特にECMOの取り扱いに習熟した医療人材は県内でも限られておりますので、高知医療センターに重症患者を集約して、他の医療機関から医療機器及び医療従事者をチームとして派遣していただいて、共同して治療に当たる場合に要する経費を支援するものでございます。

次に(3)休業となった医療機関に対する継続、再開支援ですが、医師や看護師が新型コロナウイルスに感染したことにより、休業や病棟閉鎖などの診療縮小を余儀なくされた一般の医療機関に対して、診療の再開、継続に必要な消毒経費や空気清浄機の購入経費の一部を支援するものでございます。

最後に(4)感染した医師の代替医師の確保ですが、入院医療に携わっている医師が感染して診療できなくなった場合に、他の医療機関が医師派遣を行うために必要な経費を支援するものでございます。

2月29日の県内1例目の報告以降、現在まで74例の入院対応を行う中で、各医療機関に緊急に病床確保をしていただき、早期に支援スキームを示す必要がありましたことから、4月専決とさせていただいたものでございます。

議案説明書④に戻っていただきまして、説明欄の2救急医療対策費でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の患者を感染症指定医療機関等へ搬送する際に使用する簡易型のアイソレーターを保健所に現在配置しておりますが、これを拡充するための費用でございます。4月以降、入院協力医療機関での対応も始まる中で、病態悪化による転院搬送にも備える必要がありましたため、4月専決とさせていただいたものです。

以上、5億9,247万4,000円の増額補正を専決処分させていただいております。

続きまして、第1号議案の5月補正予算について御説明いたします。資料②議案説明書

(補正予算)の5ページをお願いします。

歳入の国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、歳出で御説明する事業の財源でございます。

6ページをお願いします。歳出予算です。

説明欄の1保健医療計画推進事業費の新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金5,914万4,000円ですが、こちらも議案参考資料の医療政策課のインデックスで御説明をいたしますので、2ページをお願いします。

まず、この事業の支援スキームですが、枠囲みにありますように、県が対応を要請した感染症指定医療機関、入院協力医療機関、帰国者・接触者外来において、診療に携わる医療従事者に対して特殊勤務手当を支給した場合に、支給実績に応じて相当額を支援するものでございます。基準額としましては、患者対応のために従事した場合は1日当たり3,000円以内、患者または感染の疑いのある患者の身体に直接接触する作業や患者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、1日当たり4,000円以内を考えております。国において、2月から3月のクルーズ船での船内作業に従事していた職員に対する特殊勤務手当を拡充しておりますが、総務省から地方公務員への適用についての要請がございまして、本県でも、新型コロナウイルス感染症対策に従事した県職員に対して新たに特殊勤務手当の特例を措置することとしております。このため県立以外の入院協力医療機関の医療従事者に対しても、国家公務員や県職員と同等の支給が可能となるよう、特殊勤務手当の支給に要する支援を今回の補正予算でお願いするものでございます。

当課からは以上です。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**岡田委員** 空床補償はいくらですか。

◎**川内医監兼医療政策課長** これは1日当たりの単価になりますけれども、基本が1万6,000円でございます。重症患者に対応する病床については4万1,000円、通常ICUの入院料を算定する病床を確保していただいている場合は9万7,000円で設定しております。

◎**土居委員** 医療従事者の処遇改善事業ですが、今、国がコロナ感染患者の受け入れ、あるいは受け入れ体制を整備した医療機関に対する慰労金を検討していると思うんですけど、それらが出た場合もこれは継続して県独自でやっていくということでしょうか。

◎**川内医監兼医療政策課長** 今回の特殊勤務手当につきましては、厚生労働省所管の交付金の対象外になっておりましたので、国に対象となるよう、全国知事会などを通じて要望しておりました。今回の報道によりますと、交付金の対象となるということにも聞いてます。ただ、これは一部定額で20万円とか、少し算定の仕方が違うという報道もあります。あすには閣議決定されますので、国における事業内容を精査して対応していきたいと考えております。

◎土居委員 対象となる医療従事者の範囲は、医師、看護師等ということですが、等の部分は事務方とかも含まれるんですか。

◎川内医監兼医療政策課長 基本的に医療職を対象としますので、事務職は入ってきません。医師、看護師以外で考えられる対応としては、新型コロナウイルスに感染している患者がCTなどの検査をする際に、診療放射線技師が患者に接する場面がございます。そういったところが対象になるかと思います。

◎土居委員 3,000円が適用される方々は、どういった方になるんですか。

◎川内医監兼医療政策課長 4,000円という場合が患者に直接接する作業になりますので、例えばその病棟で、病室まで行って、直接対応した方の場合はそれに入ります、病棟でも直接接しないで、外回りのケースがあると思います。その場合は3,000円、直接患者に接するか接しないかというところがポイントになります。

◎塚地委員 166床確保したということで、保健医療圏域とか、例えば、ICUで何床とか種類別、地域別はわかりますか。御答弁いただくと長くなるかもしれないので後でペーパーでも。

◎浜田委員長 後ほど資料として提出をお願いします。

◎塚地委員 その上で166床でいいのか、これから問題意識を持って、さらに追求していきたいという部分の課題意識があれば教えていただきたいんですけれど。

◎川内医監兼医療政策課長 何も対策を講じなかった場合に想定される最大の患者数として、国が示した計算式で計算しますと、入院患者1,500人というところになります。現実的にはいろいろと一定の対策を講じていきますので、そこまでを念頭に置きますが、そこまでは多くならないということと、あと、これまでの患者対応の実績なども考慮して、県としましては、当然200床程度を確保するということを目標としております。現実的に確保できる病床数の中で努力していかなくてはいけない部分もあります。そういう意味では、あともう一步というところですので、他の医療機関、また、既に確保していただいている医療機関の中でもさらなる病床の確保が可能かということをご個別に御相談しながら進めていきたいと考えております。

◎塚地委員 特に、ICUなどを空床で置いておくといったら、すごい大変なことになるかと思うんです。それは病院との関係で一定長期に空床で置いておくことが可能じゃないと言われたら困るけれど、そこらあたりの難しい問題はどのようにクリアされていくのか。

◎川内医監兼医療政策課長 御指摘のように、ICUはあらかじめ確保すると、通常の高度医療、救急医療に大きな支障を来しますので、現在確保している166床の中にはICUは含まれておりません。人工呼吸などが必要になるケースについては、現在でも、これまでの対応でも、高知医療センターの10階の結核病床で対応をしてきました。当面、重症患者については、結核病床で対応と考えております。患者数が増加した場合は、3階にあります院内

I C Uなどの活用も必要になってきますので、そこは患者数の増加に応じて、現在ある医療資源を効率的に活用していくという観点で進めたいと考えております。

◎塚地委員　そういうネットワークというか、組み合わせということがすごく重要で、それができるキーパーソンがおいでということが重要だと思いますので、ぜひ今後とも頑張っていたきたいと思います。

◎岡田委員　厚労省の計算式を見たら入院患者数が1,500人ですよね。ただその中で重症患者数が50人程度と、一定幅はあると思うんですけども、これはどのように受けとめられて検討されてるのでしょうか。

◎川内医監兼医療政策課長　重症患者が50人といいますと、少なくとも現在、県内で人工呼吸器などが必要な患者の総数を恐らく超えるぐらい数になります。50人というところは一定想定をしていかなければいけないと思います。今回確保している病床数のうち、高知医療センターでは50床を想定しております。この50床で全てを重症患者に向けて対応できるかというところ、現在の医療人材ではなかなか難しいというところがあります。当面の目標としては10数名程度の重症者を想定して、いろいろとシミュレーションを考えているところです。医療機器についても高知医療センターだけでは足りない場合、他の医療機関からE C M Oなどを借りてきて、他の病院のスタッフにも参画いただいて、一緒にやっていくという連携策を既に関係の医療機関と協議を始めておりますので、今後の患者の増加も一定現実感を持って調整を進めていきたいと考えております。

◎岡田委員　入院期間が長引いているということもありましたし、ワクチンができてないわけですので、一定厳しい状況というのは想定もしながら、検討も進めていただければと思います。

◎桑名委員　関連で。最悪の状態になったら民間ホテルもということ視野に入れて考えていると思いますが、新型コロナウイルスの特別委員会の際に民間ホテルの話をしたら、医師会としては幾ら軽症といえども、看護師と医療スタッフも必要ではないかということ、そうはいっても、今の高知県の医師会としても自分のところで精いっぱいなんで、なかなか人が出せるのかということと、もう一つは、旅館ホテルも、来たときに民間ホテルでやるということに対して、ホテル側が使ってもいいですよと言っても、周りの風評被害というか、地域の皆さん方がそれを受け入れられるのかどうかという、二つの懸念の声があったんですけども、そういった中、民間ホテルまで借りなくてはいけないぐらい第2波でくるといのは大変な状態になっていると思うんですが、話をこれから進めていく、いざというときのために、本当に現実味を帯びた交渉にこれからしていかななくてはいけないと思うんですが、そのところ、どのような考えなのかお聞かせいただければと思います。

◎川内医監兼医療政策課長　民間の宿泊療養施設につきましては、4月下旬から公募をして、幾つかの事業者から手が挙がっておりますので、現在、現地調査を含めて、絞り込みを

行っているところです。最終的には二、三の候補施設を選定していきたいと考えております。その中で、駆り出されている方々の医療対応、このところは県医師会も先日の委員会で説明がありましたし、宿泊療養施設に執務できる医師や看護師の数についてアンケート調査もとっていただいていますので、その結果も含めて、どのような体制が組めるかということ医師会とも考えたいと思います。現在でも「やまもも」では、看護師1名が24時間常駐する形をとっておりますので、少なくともそれと同等以上の対応を想定して準備を進めているところです。

◎明神委員 病床を確保する支援ですが、令和2年4月1日以降を対象として、1年間に対して補助するという意味ですか。

◎川内医監兼医療政策課長 この期間は、後ろをどこまで想定していくかというのはなかなか難しいところがございます。現在の補正予算では一応6月末まで想定した予算で組んでおります。また、実際に予算を見積もった際、国が示していた単価は1万6,000円で統一でしたが、その後、重症対応などの単価も示されましたので、少し今後改めて、6月議会以降で補正予算を提案させていただきたいと考えております。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

〈医事薬務課〉

◎浜田委員長 次に、医事薬務課の説明を求めます。

◎浅野医事薬務課長 当課からは、4月専決処分をしました補正予算について御説明を申し上げます。お手元の資料④議案説明書(条例その他)の32ページをお開きください。

歳出について御説明申し上げます。右側の説明欄の1医事指導費でございます。これは、医療用マスクなどの感染防護具の購入のための経費と院内感染対策の専門家を派遣するための経費を計上してございます。感染防護具につきましては、感染リスクの高い感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の医療従事者を感染から守るために、サージカルマスクを初め、N95と言われます高性能マスクやフェイスシールド、手袋、また医療用ガウンなどを購入するための経費でございます。

また、院内感染対策の専門家の派遣につきましては、院内感染の未然防止や院内感染発生後の対応について、感染管理の専門家が医療機関などにおいて実地指導を行うための経費で、さきに御説明しました感染防護具の購入とあわせまして、合計で3億7,263万7,000円を計上してございます。

続いて、2災害医療救護体制整備事業費の災害派遣医療チーム活動支援事業費補助金でございます。軽症患者等を受け入れる宿泊療養施設での患者管理やドライブスルー方式によるPCR検査場での検体採取といった医療活動を行うために派遣されます、DMATや医師会の先生方などに対して、費用弁済を行うもので、2,294万8,000円を計上してございます。

以上で医事薬務課の説明を終わります。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**梶原委員** 4月30日に専決した部分で、防護服等々、全体的な購入の実績がどれぐらいなのか御説明いただけますか。

◎**浅野医事薬務課長** 配布した実績について御説明をさせていただきます。まず、サージカルマスク、医療用マスクでございますけれども約100万枚、N95と言われる高性能のマスクでございますが4万1,000枚。予算外になってはいますけれども、消毒用のエタノールが2万7,000リットルぐらいになります。それから、フェイスシールドが2万7,000枚、医療用ガウンが1万7,000枚程度になってございます。

◎**梶原委員** 現在の状況で、医療の現場で感染症を拡大させないための、またそれにかかわる医療従事者が不安に思わないための物資の供給は、ある一定できているという認識でよろしいですか。

◎**浅野医事薬務課長** 委員の皆さんもお気づきかと思いますが、最近サージカルマスク、このような一般のマスクはいろんな店頭に出始めたと思います。ただ、医薬品の流通経路で卸とかに聞いてみますと、卸には余り届いていないと、どうも今までマスクを扱っていなかったというところを経由して流通しているのがかなり多いと思います。その中で、私ども医療機関向けのマスクを御用意させていただいております。相当規格とかはしっかり確認しないとお配りできませんので、そういった中、確認部分で非常に時間をとられているというのが正直なところでございます。現物を取り寄せて確認する、それから規格、ろ過率ということがありますので、そういったものを確認しつつ、購入してということになっておりますので、そこに多少時間をとられております。ただ一方で、サージカルマスクについては国から強制的にプッシュ型で送られてくる分がございまして、それを一定量、先ほど言いましたけど100万枚お配りしておりますので、サージカルマスクのほうは、十分とは言えませんが、一定量は各医療機関に行っていると思います。ただ、入院医療機関とか感染症指定医療機関で必要となる高性能のマスクやガウンといったものは、まだまだ流通量としては少ないと感じてございます。

◎**塚地委員** 感染管理の専門家の皆さんの現場での実地指導はすごい大事なお話で、どの病院でも、そういう疑いのある人を受け入れる可能性が出てきた場合に、きちんとそういう体制とっておかないといけないですよということで、専門家が何人ぐらいおられて、どのような病院が対象で、既に実地の体制が実験的にやられて整うようになっているのか、どういう状況ですか。

◎**浅野医事薬務課長** 院内感染対策につきましては、平時から高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議がございまして、こちらのメンバーがICDとかICN、インフュクシオンコントロールドクター、インフュクシオンコントロールナースといたしまして、感染管理の専門のドクター、看護師で構成されてはまして、ふだんから相談事業をしてはまして、医

療機関とか社会福祉施設から感染管理について御相談があったら、そうした専門家が御指導するという、平時からそういった事業をしております。今回も事業を拡大するという形で予算化をさせていただいております。非常に難しい資格のようでして、人数的には協議会のほうは20人弱といったところですが、地域の拠点病院には何人かいらっしゃいますので、地域地域では御指導はできる格好にはなっております。

◎塚地委員 これからそこを、きちんと動線とかも含めて実地をしておかないと、疑わしいという方がこられたときのすぐの対応というのはなかなか難しいと思うんです。そこらあたり、今、入院施設を持っているような病院とか、県内の病院は、大体一通りそういうものが済んでいる状況ですか。

◎浅野医事業務課長 きょうの本会議で答弁させていただいたところなんですけれども、いろんな最新の知見に基づいた感染管理の通知が国からまいりますので、そういった通知については各医療機関に迅速にお届けするようにしております。結果、大きな院内感染というものは今のところ起こっておりませんので、かなり、先生方、看護師も初め医療従事者の方は相当頑張っているという感想を持っております。

◎桑名委員 皆さん方が支援とか指導する医療機関は病院がそうでしょうし、それと歯科医師とか。例えば柔道整復師とか、はり きゅう、通常皆さん方が管轄しているものには入っているんですか。

◎浅野医事業務課長 国からプッシュ型という形で送られてくる医療資機材、マスクが中心になるわけなんですけれども、私どものところに来るのは対象が決まっております、まず、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象になってございます。一部余裕があったら社会福祉施設のほうに回していいという形になってございまして、プッシュ型で来る分については、そういったところしか配れないというスキームになってございます。あと、余裕があるかというとなかなかまだないところでございまして、どうしてもこういったところを医療機関中心にならざるを得ないですし、社会福祉施設で緊急性があったらそちらのほうにお回しするというような形になろうかと思っております。

◎桑名委員 それは、当然国から来るものを県がどこに配るかという分けるだけなんですけれども、本当に県がしなくてはいけないのはそこから漏れているところですよ。3月、4月、5月で、例えば柔道整復師会、接骨医の皆さん、鍼灸の皆さん方も同じように患者と接するのにマスク1枚届かなかったというところもあって、国から来るのは規定のままやったらいいんですけれども、そんなに多くないところに対する支援とか、例えば指導なんかも、どのようにこれからまた医院を再開したらいいのか。医師会などは、医師会からのガイドラインがあってちゃんと予約をとって待合室も密にならないようなという指導もあるんですけど、そうじゃない、国の医療機関にも入っていないけれども、医療の中に入っている人たちをどう助けるのかというところが、ちょっと私は今回の騒動の中で県の態勢が見えな

かったのかなと思うんです。やっていたら申しわけないんですが、実際、自分のところに聞こえてくるのがそんな声だったんです。

◎浅野医事薬務課長 柔道整復師会などはお電話を差し上げて、緊急の場合は出しますよと。県独自で購入した分がございまして、緊急で必要があったらというところで御案内はさせていただいておるところでございまして、今のところ実績としては上がっておりません。

◎桑名委員 そういった見えないところも逆に気にかけてあげていただければと思います。向こうもどのように県に対して申し込んだらいいのかというところもなかなかないと思います。ただそこも同じように利用する人たちがいるということをしつかり認識をしていただければと思います。

◎明神委員 3億7,200万円、これにまだ余裕があれば、特別養護老人ホームなどの皆さんの声も聞いたんですけど、どうしても濃厚接触せざるを得ないと。そこで感染が起こると大変だと、入院させるわけにいかない、介護がいるわけですから。その施設で見ないといけないうる場合に、マスクも防護服もないという要望もあったわけですね。この3億7,200万円にまだ余裕がある場合には、ある程度の品は特別養護老人ホームや身障者の施設へ置いたほうが、早くクラスターをとめることができるのではないかと思いますけれども。

◎浅野医事薬務課長 社会福祉施設につきましては地域福祉部でマスク等の防護具は確保してございます。ただ、社会福祉施設などでもガウンが必要になるケースがございまして、そういった場合には、健康政策部で確保しているガウンを緊急的にお譲りしたりということはやっておりますけれども、基本的な感染防護にかかわる部分については地域福祉部で確保していただいております。

◎土居委員 先ほどの説明でサージカルマスク的なものは一定出てきたということですが、いまだちょっと確保が難しい高性能マスク等、消毒液とかガウンもそうかもしれませんけれど、こういった確保しにくい医療物資の今後の確保の見通しについて、県はどのように思われていますか。こういったことをやられているのか。

◎浅野医事薬務課長 医療用マスクもそうなんですけれども、海外に依存度が非常に高いというところで、今非常に、県内製造のほうにも力を入れていると思いますし、各刑務所でもガウンの製造を始めるといったようなことも通知がございました。そんな中で、国内の製造を高めていただきたいということと、やはり海外から来るものが、サージカルマスクもそうだったんですが、徐々にいろんな業者からの営業はふえてきている状況でございまして。ただ、先ほど申しましたように、規格とか品質という問題がありますので、そこをどうやって担保していくかというところが非常に悩ましい。やはり流通をしっかりと国のほうで、普通の医療系の流通に戻してもらおうということが一番大事なのかなと。県としましては、卸に入る情報があったら全部県にくださいというお知らせをしまして、今少なからずでも入り

そうになったら県に優先してお譲りいただく、品質も担保できるしというところで確保をしているところです。

◎土居委員 地域福祉部かもしれませんが、消毒液に関してもやられていますよね。国によるあっせんでの確保ということだと思います。国による流通ということが望ましいと思うんですが、今、全国的にも国のあっせんによる消毒液の品質の問題であるとか、ちょっと問題になっているようですけれども、本県においては、その辺、どういった状況でしょうか。

◎浅野医事薬務課長 新聞報道でございましたとおり、国からあっせんした分が非常に割高であったり、濃度が低かったりというところで受け取りを拒否される医療機関があるといったような報道がなされております。本県の場合も、厚生労働省からも事前にこういった条件ですよというのがありましたので、品物は選べません、濃度もちょっとばらばらです、一般に流通するよりも高くなります、返品がききませんという条件はしっかりお伝えはして、高知県は数がそんなに多くはございません、そこはしっかりできていましたので、余りトラブルなく、納得はしておられないかもしれませんが、お引き取りいただいて、そんな大きな苦情というのは、私どものほうにはまいっておりません。ただ入手はまだ困難な状況にはございます。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

〈健康対策課〉

◎浜田委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎江崎健康対策課長 当課からは、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度一般会計補正予算の専決処分報告の内容について御説明させていただきます。お手元の資料④令和2年5月高知県議会臨時会議案説明書（条例その他）の33ページをお開きください。

歳入予算です。9款国庫支出金について、6億8,700万円を増額する予算を計上しています。詳細につきましては、これらの予算を充てる事業の概要とともに、歳出予算で御説明いたします。

次の34ページをお願いします。歳出予算です。

上から3段目、8目健康対策費です。説明欄の上から順に御説明いたします。

まず、1感染症対策事業費のうち、検診委託料です。これは、帰国者・接触者外来における診察、検体採取にかかった経費を医療機関へ支払うためのものです。

次の情報通信システム整備委託料です。これは健康観察対象者の健康状態、具体的には体温であるとか呼吸状態といったものを情報通信システムを用いて把握するためのものです。当初、県独自でのシステム整備を予定し、予算計上しておりましたが、今般、厚生労働省において開発された全国の自治体等で利用可能な新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムが導入されるという通知がございました。したがって本予算についてはシステムで充足できない部分があった場合のみ執行することを想定しております。

次の宿泊療養施設運営委託料です。大規模な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、軽症者のための宿泊療養施設としてホテルなどの民間宿泊施設を借り上げ、受け入れ体制を拡充するものです。宿泊施設の確保状況については、公募及び現地調査を行っており、5月末をめどに、2から3の候補施設に絞り込む予定ですが、現在の感染者の発生状況を踏まえ、直ちに借り上げは行わず、今後、大規模な感染拡大に至った場合に迅速に宿泊施設を借り上げることができる体制を確保維持してまいります。

次の新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業費補助金です。これは、入院医療機関における人工呼吸器、ECMO、簡易陰圧装置、簡易病室等の整備に係る経費について補助するものです。県では、病床確保の目標を200床程度としており、現時点で公立・公的病院を中心に170床程度は確保できる見通しが立っております。今回の整備で院内感染対策を実施し、より安全に多くの重症者を受け入れる体制を整えてまいります。

次の新型インフルエンザ患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金です。帰国者・接触者外来の資機材の追加購入に係る経費を補助し、検査体制をさらに充実させるものです。4月補正でも同様の補助金を計上していましたが、4月補正以降に協力医療機関となっていた医療機関に対して設備整備のための経費を補助するものです。現時点で帰国者・接触者外来は県内で20医療機関となっており、一定の診療体制、検査体制は確保できていると考えております。

次の医療扶助費です。これは検査の結果、感染が確認され入院措置を講じた方について、入院に要する自己負担額を公費で負担するための経費を計上するものです。

最後に、事務費です。クラスター等が発生した場合の専門家、これは医師等を想定しておりますが、こういった方の派遣費、新型コロナウイルス感染症健康相談センターの運営に係る相談員の人件費、軽症者の宿泊療養施設への看護師派遣費用、県衛生環境研究所において実施するPCR検査に必要な検査資材、宿泊療養施設に消耗する消耗品費等の費用、病院から宿泊療養施設に患者を搬送するための費用等を計上しております。

以上、健康対策課の令和2年度4月専決予算に係る追加計上の総額は、13億300万円となっております。

以上で、健康対策課からの議案説明を終わります。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**塚地委員** 先ほどの説明の一番最後の事務費のところ、健康相談センターのことも出て、この間の激務ぶりといったら、すさまじかったんじゃないだろうかと思像もできるんですけど、今の段階で相談件数は、どういう状況になりつつあるんですか。

◎**江崎健康対策課長** 本日の相談ケースは42件、2月4日に高知市と合同で相談センターを開始してからは1万5,780件程度の相談があります。これは、常に同じぐらいの相談があったわけではなくて、振り返ってみますと、やはり患者数がふえたタイミングで、多くの相談が

寄せられたということがございます。県民の皆さんの関心が非常に高くなるというのと、やはり、少し落ちつくともわざわざ相談しなくてもよいかというふうな変化が見えていると思っております。

◎塚地委員 相談に直に応じられるのは主に保健師、あと、どのような職種の方が関係するのか。

◎江崎健康対策課長 主に看護師、当初は保健所の保健師等が相談に応じてきました。やはり相談の内容、一定の医学的な言葉の理解であるとか、知識が大事になりますので、そういった医療スタッフが対応してきたという経緯がございます。

◎塚地委員 今、当初は保健師もっておっしゃって、途中から外されたんですか。

◎江崎健康対策課長 これは外したとかそういうことではなくて、当初は福祉保健所の応援等もきておりました。その後、看護師等の外部の方も来てくださるようになったりとか、そのローテーションを組む中で変わってきたということでございます。いずれにしても保健師は看護師の資格を持っておりますので、医学的なことについても理解した上で対応できるということになります。今、保健師のOBも来てくださっていますので、補足いたします。

◎塚地委員 保健師の業務が今回の感染である意味超人的な働き方をされないといけないような状況になってきたと見て思っています、福祉保健所管内の保健師もそうだし、本課の保健師もそうだったと思うんですけれども、この間、そういう状況を見ると、今の保健師の体制で県内の公衆衛生がこれからも保っていけるのか、何かそういうちょっと不安もよぎるような状況があったと思うんですけれども、そこはどうなんですか。

◎江崎健康対策課長 2月からの間に、地域の各福祉保健所の保健師、高知市の保健師の方々、かなり活躍したというふうに私考えております。やはり働く時間ということもそうなんですけれども、直接患者と電話等で話したりとか、いろいろなところで心理的な負担も結構あったと思います。そこは、我々各福祉保健所とウェブ会議とかも緊密にしまして、現場の第一線で働いていらっしゃる保健師に困ったことがないか耳を傾けてまいりました。現時点では、各福祉保健所の業務は滞りなく円滑にできております。ただ、患者が爆発的にふえたとき、これはそれに備えておく必要があると思います。各福祉保健所、感染症の担当のほかにもいろいろな担当がいます。そういった中で、お互い協力し合いながらやっていける体制をまずはとっていただいてというふうに考えております。

◎塚地委員 相当な身体的にも精神的にも、この間のハードさというのはちょっと出ているんじゃないかなと思いますので、ぜひその方々へのメンテナンスもこの機会にできればやっていただくような御配慮もいただけたらと思います。

◎岡田委員 保健所体制は合理化の中で人員削減とか進められてきましたので対応は大変だと思います。政府に対しても感染症に対する充実ということで、地方への支援なり体制の強化を求めていただければと思います。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

ここで、先ほど健康長寿政策課において、土居委員の質疑に対する補足説明を健康長寿政策課長に求めたいと思います。

◎平本健康長寿政策課長 まず、転倒防止のものにつきましては、改めて確認をしたところ、機械を検査台に乗せてベルトで固定をしているという形で対策済となっております。PCR検査機のメンテナンス、保守につきましては、毎年、業者と保守契約をしております。定期的に年1回やっていただくとともに、ふぐあいのときは緊急時であれば土日も対応してくれるという体制をとっているという形になってございます。

◎川内医監兼医療政策課長 医療政策課のところで明神委員から最後に御質問があった件で、1点答弁を訂正させていただきます。病床確保の補助金ですが、いつまで確保する見込みなのかというところで、私6月までと申し上げましたが、今回の予算見積もり上は10月末まで見積もって予算計上させていただいております。ただ先ほど申し上げたように、国が示した単価に変更がございましたので、改めて見積もりをして、6月以降の議会で必要に応じ、補正予算を提出させていただくことがございます。以上です。

◎浜田委員長 それでは、以上で健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎浜田委員長 次に、地域福祉部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎福留地域福祉部長 地域福祉部でございます。よろしくお願いたします。

まず、報第1号令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告につきまして御説明をさせていただきます。議案の右肩に④と書かれております議案説明書、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。令和元年度の歳入につきましては、地方譲与税や地方交付税などの額の確定に伴いまして、当部所管の諸収入について補正をしたものでございます。なお、これに関する関係課長からの説明は省略をさせていただきます。

続きまして、報第3号令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告につきまして御説明をいたします。同じく④議案説明書36ページをお願いします。地域福祉部補正予算総括表でございます。今回の一般会計補正予算は、総額8億487万1,000円の専決処分について御承認をお願いするものでございます。このことにつきまして、お手元の資料、地域福祉部という青のインデックスのついた資料、表紙を1枚おめくりいただきまして、令和2年度補正予算（4月30日専決処分）予算の概要をごらんいただきたいと思います。

1番上のポイントにございますとおり、当部では新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止対策や、休業等により収入が減少する方等への生活支援など、必要な対策を速

やかに実施しています。

まず、1 感染予防、感染拡大防止につきましては、社会福祉施設等における感染拡大を防止するため、マスクや消毒液等の不足を解消するための対策や、施設の居室を個室化するための支援などを実施しています。マスクや消毒液等の配布状況と当面の確保見込みにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。2 情報発信、相談体制の整備につきましては、感染者や医療関係者、またその御家族を初め県民の皆様の心理的ケアを行う心のケア相談窓口のさらなる周知や、通いの場への参加機会が減少した高齢者を対象とした居宅でも運動習慣を継続し、健康の保持、促進につなげるために必要な情報の広報などを実施しています。また、遠隔手話サービス等を導入しまして、聴覚に障害がある方の意思疎通支援の体制を強化してまいります。

次のページをお願いします。3 経済影響対策につきましては、休業等により生活資金でお悩みの方等に対する生活福祉資金の特例貸し付けや、休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方に対する住居確保給付金による支援などを速やかに実施しています。また1 番下ですが、高齢者や障害者の施設における職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットやICT機器等の導入を支援してまいります。

最後に、社会福祉施設に対するマスクや消毒液の配布状況につきまして御説明をさせていただきます。4 ページをお願いします。

1 の5月22日までの配布状況につきましては、①のマスクは県が購入したものや企業等から寄贈いただいたものなど合わせまして、約146万枚を延べ2,752の事業所に配布しております。また、②の消毒液は、高齢者、障害者、児童福祉施設に合計2,153リットルを配布しております。

2の今後の対応につきましては、①のマスクにつきましては、6月末までに100万枚以上を確保備蓄しまして、必要数を順次、各事業所へ配布してまいります。また、②の消毒液は、まずア)の国のあっせんにより県が購入するものとしたしまして、約3,500リットルを各事業所に直送する予定でございます。次のイ)高知県酒造組合から県が約500リットルを購入しまして、各事業所へ配布するとともに、一定量を備蓄してまいります。ウ)の国が直接配布するものとしたしましては、希釈して使うタイプの濃縮アルコール414リットルが配布される予定となっております。③の防護具につきましては、フェイスシールドやグローブ、サージカルマスクを確保しまして、施設での感染者や濃厚接触者の発生に備えて備蓄をしてまいります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきます。

説明は以上でございます。

◎浜田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎**浜田委員長** 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎**中嶋地域福祉政策課長** 私から当課の補正予算の専決処分につきまして、御説明をさせていただきます。資料は、右肩に④と書かれました議案説明書（条例その他）の38ページをお願いします。

右側にございます説明欄の1つ目、1地域福祉事業費の生活福祉資金貸付事業費補助金、4億8,000万円につきましては、生活福祉資金の特例貸し付けとしまして、新型コロナウイルス感染症を原因としました収入の減少により生活が困窮している方々に対して、生活費を貸し付けするものでございまして、その貸付原資を実施主体でございます高知県社会福祉協議会に補助するものでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料の赤いインデックス、地域福祉政策課のページをお願いします。貸付金は2種類ございまして、それぞれ先週末、5月22日時点の実績を記載しております。1つ目の一時的な生活費となります緊急小口資金が4,388件で、金額では7億2,000万円余り。2つ目の生活再建までの生活費となります総合支援資金が1,007件で5億3,000万円余りの貸付実績となっております。

恐れ入ります、議案説明書の38ページにお戻りいただきたいと思っております。2福祉・介護人材確保事業費の介護福祉機器等導入支援事業費補助金1億603万8,000円は、新型コロナウイルス感染防止対策などによりまして、負担が増大しております介護事業所や障害者施設の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットやICT機器の導入につきまして補助するものでございます。その下の社会福祉施設職員確保支援事業費補助金84万6,000円は、新型コロナウイルス感染等によりまして、社会福祉施設において職員が不足した場合に、他の施設から応援職員を派遣する際の旅費等を補助するものでございます。その下の事務費につきましては、県内の介護福祉士養成校に対して、マスクや消毒液を配布するための経費などを計上してございます。

最後の1生活困窮者自立支援事業費の住居確保給付費262万5,000円は、離職や休業などによる収入の減により、住居を失うおそれが生じている方々に対して、一定期間の家賃相当額を支援するものでございます。

恐れ入ります、議案参考資料の地域福祉政策課のページをお願いします。下の3が住居確保給付金でございます。5月21日時点、県内で321件の実績がございます。このうち県において予算化するものは町村分ということでございます。

地域福祉政策課の御説明は以上でございます。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**土居委員** 生活福祉資金の特例貸し付けですが、きょうの議会答弁でもいただきまして、緊急小口資金で約7億2,000万円、総合支援資金で5億3,000万円、あわせて約12億5,000万円ということですが、これはコロナ特例の部分だと思うんですが、通常的生活福祉資金の

貸し付けを含めた金額はどのくらいになっているのでしょうか。

◎中嶋地域福祉政策課長 コロナ対応の原資が、今回の補正も含めまして6億5,000万円余りになっております。これに通常的生活福祉資金の枠が18億円ございます。トータルで24億円余りを原資として貸し付けを行っているところでございます。

◎土居委員 総合支援資金がここ一月、随分拡大しているんですけど、総合支援資金はそれなりの自立支援プランの作成であるとか、一定の付随する条件的なもの、社会福祉協議会のほうでも頑張っておられると思うんですけど、そうした現場での事務の多忙さというのは、現状さらにすごいことになっているんじゃないかと思いますが、県としてはどう把握されていますか。

◎中嶋地域福祉政策課長 当初、総合支援資金は、当面生活の自立に向けた支援を行うということで、窓口となっている社会福祉協議会の事務量も心配されたところなんですけれど、国がその辺の制度改正をしてくまして、原則の3カ月以内の貸し付けについては、事務的に、貸し付けでいいということですので、これについての社会福祉協議会の御負担は大分軽減できているのかなと考えております。

◎土居委員 3か月後に自立支援プランを作成すると。ちなみに自立支援事業はいつごろから始まるんですか、プランと同時に始まるんですか。

◎中嶋地域福祉政策課長 原則の3か月を超える場合も、プランの作成まで国は求めていません。ただ、貸付金ということもございます。長期になると、借金ということですので、それが多額に膨らむということもあって、先行きの見通しとか、社会福祉協議会のほうで確認しながら、場合によっては自立支援の取り組みを行っていくと。ただ、そこにはプランというものは求められていません。

◎土居委員 当初の原資について足りるのかというのが心配されていて、国から普通の一般の財源も使えるということで、現在24億円ということだったんですけど、今後の見通しのどうですか。大丈夫ですか。

◎中嶋地域福祉政策課長 原資が24億円のところ、今12億円の貸し付けということで約半分を使っております。影響が長期に及ぶことを考えると非常に心もとない状況でございます。全国的に同じような状況でございまして、全国知事会を通じて国に原資の積み増しをお願いしておりました。現在、国で積み増しも検討していただいているということでございますので、国の予算が成立すれば、県も積み増しをしたいと考えております。

◎梶原委員 生活困窮者自立支援事業の住宅確保給付金ですが、これ4月20日から対象が拡大、離職、廃業以外に休業ということも含めるという、コロナ対策だと思うんですけど、その拡大した部分での利用は結構あったんですか。県のほうは町村分ということですが。

◎中嶋地域福祉政策課長 町村分を県が担当させていただいているんですが、これまで活用事例はございませんでした。それが今回出てきていますので、やはりかなりの影響が出てい

るんだらうと考えているところでございます。

◎梶原委員 その事業の目的が住居喪失者等に対しということになってはいますが、その喪失者等というのは家賃が払えなくなって退去した方なのか、今後、そういうおそれがある方なのか、その辺の等というのはどこまで含んでの話なんですか。

◎中嶋地域福祉政策課長 両方含みます。現にもう出ていってくれと言われている方、それからそういったことが見込まれる方、全てを含みます。

◎梶原委員 国費もいろいろ入っていますので、制度的なものがあるかもわかりませんが、一度喪失をすれば今度入るにはやはり仲介手数料、敷金、礼金が要りますので、そういう意味では、原則3カ月の家賃補助を幾らしても、最初の入りのまとまったお金が構えれないと、多分これを活用される方は、その他の緊急小口資金であるとか総合支援資金だとか、いろんなこともされた上でだと思いますので、一旦退去されて、住むところはないということになったら、入るには、まとまったお金をまずどうやって構えるかということはあるんですが、その辺、何か手だては難しいんでしょうか。原則3カ月分を一気に最初に仲介手数料、敷金、礼金の費用に充てることはできないですか。

◎中嶋地域福祉政策課長 住宅確保給付金につきましては原則3カ月ということなんですけど、毎月、状況を確認しながら月払いをやっているところでございます。こちらの窓口が自立相談支援機関になります。実際は各市町村の社会福祉協議会でやっていたということなんですけど、そちらでは、いろんな生活困窮のための支援ツールを持っていますので、先ほど梶原委員も言われた貸付金など、トータルでも支援していくという流れになるかと思えます。

◎土居委員 今回、情報発信、相談体制の整備、遠隔手話サービス等の導入というところで、聴覚障害の方々に対するこういった補助事業はいいことだと思えます。特別委員会でも言ったんですけど、視覚障害の方、聴覚障害もそうですけれど、ここに出ているのは医療機関受診のときとかですけれども、実際、さまざまな補助制度が次から次へと出てきて、こういった速いスピード、情報弱者の方々に対応し切れていない状況があるかと思えます。実際、鍼灸マッサージ師会の業界の理事の方とも話をする中で、この業界の半分近くは視覚障害者協会の方々だとお聞きしているんですけど、こういった方々に聞いても、いろんな制度になかなかアプローチができていないということがあります。その理事の一人ですら地域福祉部の所管の事業、補助事業じゃないんですけど、全くわかっていなかった。給付か、助成か、補助か、貸し付けかという、そういったところで非常に苦労されていると。特に点字の方々はそのような情報にありつけないし、申請に至ってはなかなかそこまでたどり着けないというところで、そういった補助制度にありつけるまでの支援的なものにもう少し視野を広げていくことが必要ではないかと思えます。部としては、今後そういったことは検討されないのか。どういうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

◎中嶋地域福祉政策課長 視覚障害者の方に対する広報につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で申し上げますと特設のホームページを立ち上げております。先ほどの生活福祉資金の貸付金などは読み上げ機能を付加させていただきました。それから、点字図書館が一時期クローズになっていましたので、再開後、貸付金の点字を作成していただきまして、今、各関係団体を通じて配布をお願いしているところでございます。ほかにもいろんな制度があると思いますので、その辺は確認させていただきたいと思います。

◎土居委員 ホームページの読み上げ機能というのが、視覚障害の方が読み上げ機能にたどり着くこともナビゲーションしてくれるような仕組みですか。

◎中嶋地域福祉政策課長 そこまではフォローできていないと思います。どなたかがボタンを押していただく必要があるかと思います。

◎土居委員 そういったところも、今、鎮静化が図られているこの間にチャンスだと思えます。いろいろ考えてみたらどうかと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

◎塚地委員 住宅確保給付金のことなんですが、最近、一軒家を友達同士がシェアして借りておられる場合があって、そういう場合のときに、なかなか明らかに世帯は分離していると思うんですが、分離扱いにされずに借りれなかった、給付されなかったという事例も起こっていたりして、ちょっとレアケースですけど、これから多分具体的には若い人ほどそういう借り方みたいなことがあって、そこらあたりは運用上検討していただいたらいいんじゃないかなというのが一つあるので、それはお願いしておきたいと思います。

先ほど出ている生活福祉資金の関係で、借金になるという思いがあって、なかなか借りられないし、借りるところに思い切って足が踏み出せないという人たちに、国が3カ月たったときもまだ非課税世帯でしたらちょっと延ばしますよということを打ち出していると聞いているんですけど、そこらあたりの情報が具体的にどうなって、どこまでお伝えできるのか教えていただきたい。

◎中嶋地域福祉政策課長 議案参考資料の2ページをごらんいただきたいと思います。各種制度の概要を記載しております。その中ほどに欄外、米印で記載しておりますが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとして、国が言ってます。ただ、運用上の詳細はまだ通知待ちという状況でございます。今のところは確定しているんですけど、なおもって、県からもまた全国知事会からもこの要件、非課税世帯に限定することなく、弾力的に考えてほしいという要望を上げているところでございます。

◎塚地委員 社会福祉協議会のほうも、回収する手間がすさまじいことに債権管理がなるので、できたらそのような方向でということもおっしゃっていますので、その要望がぜひ通るように頑張っていただけたらと思います。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎浜田委員長 次に高齢者福祉課の説明を求めます。

◎筒井地域包括ケア推進監（総括）兼高齢者福祉課長 一般会計補正予算の専決処分について御説明をさせていただきます。資料④議案説明書の40ページをお願いします。

右側説明欄をお願いします。まず、地域包括ケア推進事業費の広告制作等委託料でございます。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域の集いの場などでの「いきいき百歳体操」ですとか、そういった介護予防の取り組みが自粛をされているという現状がございます。ただ、自粛中におきましても、御自宅でこうした体操など、介護予防の取り組みを続けていただくことが重要だと考えております。そのため、このたびの補正予算で、県内で広く行われております「いきいき百歳体操」と「かみかみ百歳体操」の動きを具体的に写真やイラストを使って再現をしまして、御自宅で行うときのお手本となるような新聞の折り込みチラシを作成し、配布したいと考えております。また、新聞の折り込みだけでは届かない家庭もございますので、市町村や福祉保健所などでも希望者に配布できるようにいたしますとともに、県のホームページにも掲載し、幅広く活用いただけるようにしたいと考えております。

次に、2 老人福祉施設支援費でございます。まず、介護基盤整備等事業費補助金でございますが、高齢者福祉施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対策としまして、施設の消毒作業等に要する経費を補助するものでございまして、562万5,000円を計上しております。

次の、地域介護・福祉空間等設備整備事業費補助金の1,467万円は、感染拡大防止を図るため、施設が行う多床室の個室化に要する改修経費について補助するものでございます。

次の介護事業所等サービス継続支援事業費補助金は、休業要請を受けた通所介護事業所等が訪問によるサービス提供に切りかえた場合などに必要となります移動のための車、自転車などの購入、またはレンタルの経費ですとか、安否確認のためのタブレットなどのICT機器の購入などに要した費用について補助するもので、600万円となっております。

最後の事務費4,332万6,000円は、高齢者施設等の感染防止対策のためのマスク、消毒液、防護具等の購入に要する経費でございまして、県が直接買い上げをいたしまして、県内の高齢者福祉施設に配布を行うものです。

説明は以上です。

◎浜田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎浜田委員長 質疑を終わります。

〈障害福祉課〉

◎浜田委員長 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎西野障害福祉課長 4月に行いました予算の専決処分につきまして御説明をさせていただきます。右上に④と書かれました議案説明書（条例その他）の42ページをお願いします。

右側の説明欄の1 障害者自立支援事業費の障害福祉サービス等確保支援事業費補助金につきましては、総合補助金的なメニューを複数持った補助金でございますが、新たに4つのメニューを追加しております。まず、市町村への補助としまして、特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加したことによる利用者負担の増加分に対する補助や、感染防止のために障害福祉サービスの利用の自粛等をしている在宅の障害者等に対して、相談支援専門員などが戸別訪問などにより、現状把握や生活支援の助言等を行う経費に対する補助でございます。次に、事業者への補助といたしまして、休業要請を受けた通所サービス事業所等が訪問によるサービスに切りかえる場合や、かわりの事業所が利用者を追加で受け入れる場合の追加経費に対する補助、また、施設等において感染者が発生した場合に感染拡大の防止に必要な消毒の費用に対して補助をするものでございます。その下の事務費につきましては、障害福祉施設等の感染防止対策のためのマスク、消毒液、防護具等の購入に要する経費でございます。県が直接買い上げて県内の障害福祉施設等に配布を行うものでございます。

その下の2 地域生活支援事業費の地域生活支援事業費補助金は、市町村が実施主体である地域活動支援センターの日中一時支援事業で利用希望者が増加していることから、新たに利用者を受け入れる場合の支援員の増などの体制強化や、消毒などに必要な経費について補助を行うものでございます。下の事務費につきましては、聴覚に障害がある方の保健所への相談や医療機関の受診に際して、感染予防の観点から手話通訳者等の同行が困難な場合であっても、安心して相談や受診ができるよう、遠隔手話通訳サービスを導入し、情報保障の体制を整備するためのタブレットの購入経費や通信費などでございます。

次に、3 相談支援事業費の相談支援従事者研修等委託料は、県が実施いたします相談支援従事者研修等の法定の資格研修について、感染拡大防止のため、講義内容を映像化して配布する方法で実施できるようにしようとするものでございます。

次に、4 障害児・者施設整備事業費の障害児・者施設整備事業費補助金は、障害者支援施設等で感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費を補助するもので、要望のありました1施設の改修を予定しております。

次の、5 肢体不自由児療育費は、温度の変化に対応できないことなどから、感染予防のために窓を開放して換気することが難しい児童のために、療育福祉センターの病室等に空気清浄機を設置するための購入経費でございます。

障害福祉課の説明は以上でございます。

◎浜田委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 障害の施設のことだけでなく介護の施設にかかわるかもしれないんですけど、ちょっと発熱しました、病院に行きました、疑わしいので検査は必要かもしれませんが、とりあえず症状は落ちついているので、施設に帰って様子を見てくれませんかという事例は、何か上がってきてないですか。

◎福留地域福祉部長 県内の介護施設等におきまして、宿毛市の老人保健施設で職員の感染者が発生した事案もございまして、その際、PCR検査を利用者の方にもさせていただいたところですが、皆様陰性でございまして、県内で委員がおっしゃるような事例につきましては、まだ発生はしてないところでございます。ただ、今回の専決予算の中で、高齢者福祉課から御説明しましたように、施設で感染者が発生した場合に備えて、フェイスシールドでありましたり、手袋、サージカルマスクを県で備蓄いたしまして、そのようなことが発生した施設に迅速に配布ができるよう、備えるようにしているところでございます。

◎塚地委員 入所者の方が疑わしくなったときにどう対応するかということにちょっと迷っておられる方もいて、入院してもらえば一番いいんですけど、病院側がなかなか入院を受けなくて、施設に帰されたときにどのような対応をしたらいいのかと。陽性になれば入院してもらいたいんですけど、そこらあたり施設を管理する上で、マニュアル的なものや、先ほど施設に個室化みたいなものがあればいいなという話もありましたけれど、ちょっとそういうことを想定したものを考えておいてあげたらいいかと、そういうことを何件かお聞きしたので、現在起こってなくても想定して検討していただけたらということをお願いしておきたい。

◎福留地域福祉部長 そのようなリスクがございまして、国から施設内で感染の疑いのある方が発生した場合の対応について対応マニュアル的なものが出されておまして、それを各施設に周知させていただいているところでございます。さらに細かい点も含めて、いろいろ御心配があらうかと思っておりますので、県の感染症対策協議会の吉川会長にも相談をさせていただいて、施設でどのような対応していただくのがいいのか、施設にお知らせをさせていただきたいと考えています。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎浜田委員長 次に、障害保健支援課の説明を求めます。

◎山岡障害保健支援課長 4月に行いました予算の専決処分につきまして、御説明させていただきます。資料④議案説明書（条例その他）の44ページをお願いします。

1 自殺対策費のうち、自殺対策啓発事業委託料420万1,000円は、新型コロナウイルスに伴う不安やうつ、いわゆるコロナうつに対する心のケアを行うため、県立精神保健福祉センターに相談窓口を設けておりますので、その周知やメンタルヘルスの啓発のための新聞広告、テレビCMにかかる費用を計上したものでございます。3月の段階では新型コロナウイ

ルスの感染症に感染された方やその御家族、医療従事者の方のメンタルヘルスを中心に組み立ててきましたが、4月に入り緊急事態宣言や外出自粛の長期化といった新たな局面となったことを踏まえ、対象者を拡大し、広く県民の皆様を対象に心のケアの相談に対応しております。新聞広告につきましては、高知新聞の一面に5月4日からきょうの広告まで既に7回掲載しております。今後、2回掲載する予定でございます。テレビCMは5月15日から県内民放3社で放映を開始しております。およそ2カ月間で90本以上放映することになっております。次の事務費81万5,000円は、感染拡大防止のため県立精神保健福祉センターの相談窓口におきまして、タブレットを用いたテレビ電話による相談対応を行うための経費でございます。

続きまして、2障害者就労支援対策事業費の在宅就業促進支援事業費補助金877万7,000円は、障害のある方の在宅就業を促進するために、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークシステムの導入経費を補助するものでございます。テレワークシステムの導入により、感染の拡大の防止を図るとともに、作業の確保を行うもので、要望のありました3つの就労継続支援事業所への導入を予定しております。

説明は以上でございます。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**桑名委員** このコロナで自殺をするなんてことはもう本当に防がなければなりませんけれど、相談窓口への問い合わせはふえているのでしょうか。

◎**山岡障害保健支援課長** 精神保健福祉センターへの相談件数は、3月が11件、4月が38件、5月が14件、合計63件でございます。4月は感染したかどうか不安だという相談が多かったんですけれども、最近は長期自粛に疲れてちょっと食欲減退になったとか、気分が落ち込んでいるといった相談がふえております。時期によってそういった変化はございます。

◎**浜田委員長** 質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎**浜田委員長** 次に、児童家庭課の説明を求めます。

◎**田村児童家庭課長** 4月に行いました予算の専決処分について御説明をさせていただきます。お手元の右肩番号④議案説明書の46ページをお開きください。

5児童家庭費の右端、説明欄をごらんください。1児童福祉諸費は、児童養護施設等の感染防止対策のためのマスク、消毒液、防護具などの購入に要する経費でございます。県が直接買い上げて、県内の児童養護施設などに配布を行うものでございます。

次の2児童福祉施設等処遇改善事業費の児童養護施設等環境改善事業費補助金は、児童養護施設において、感染拡大を防止するため、施設内の動線を空間的に分離するための改修費及び施設の消毒に係る経費を補助するものでございます。

次の3中央児童相談所費及びその下の4希望が丘学園費は、各施設において、児童の居室

で夜間換気ができない場合などに備えて、空気清浄機を設置するものでございます。

以上で、児童家庭課の説明を終わります。

◎浜田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎浜田委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

《公営企業局》

◎浜田委員長 次に、公営企業局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎橋口公営企業局長 初めに感染症指定医療機関であります幡多けんみん病院におけます新型コロナウイルス感染症の対応状況でございますが、3月31日から陽性患者の受け入れを行いまして、これまでに16名の方が入院されました。最後の方が5月11日に退院されておりますので、それ以降の入院患者、新たな受け入れは今のところございません。今後も引き続き福祉保健所等関係機関と連携しながら、受け入れ体制の確保、それから、これまでの受け入れの対応の状況などを振り返りまして、今後また懸念されます第2波の感染の広がり、そうしたものに備えてまいりたいと考えております。

次に、5月臨時会への提出議案につきまして説明をさせていただきます。公営企業局からは条例その他議案1件を提出しております。お手元の資料③をごらんいただければと思いますが、表紙をめくっていただきますと、議案の目録がございます。このうち、当局につきましては下から2番目の報第4号が該当でございます。これは新型コロナウイルス感染対策に要します予算の補正を、地方自治法の規定に基づきまして4月に専決いたしましたので、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

◎浜田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈県立病院課〉

◎浜田委員長 県立病院課の説明を求めます。

◎近藤県立病院課長 それでは、提出議案につきまして御説明させていただきます。資料③議案（条例その他）の18ページをお願いします。

報第4号令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告でございます。これは先ほど局長からも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について、予算の補正を4月30日に専決処分させていただいたものでございます。

19ページをごらんください。まず収入でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応に必要となる人工呼吸器4台を整備する費用への一般会計からの補助金、2,100万4,000円を増額補正し、支出として同額を建設改良費に増額補正し、県立病院における医療提供体制の充実を図ることとしております。

また、今回の専決処分報告とは直接関係はございませんが、県立病院における医療従事者の特殊勤務手当について、患者等の身体に接触して、または患者等に長時間にわたり接して行う作業に対し日額4,000円、その他患者等に接して行う作業に対し日額3,000円を速やかに支給するべく、給与規定の改正等の作業を現在進めているところでございます。

なお、適用期間は、新型コロナウイルス感染症が感染症法で指定感染症と位置づけられた本年2月1日からと考えております。以上でございます。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**塚地委員** 新たに4台購入をして備えるということですが、それに対する機械の操作ですか、人材育成はどのような状況ですか。

◎**近藤県立病院課長** 今も使っている機械ですので、特に問題はないと思います。

◎**塚地委員** E C M Oが入るわけではない。

◎**近藤県立病院課長** あいにく購入いたしません。

◎**塚地委員** 病床確保でベッドを確保しておこうという動きもあるんですけど、それは、あき総合病院とか幡多けんみん病院はその中には入っていない状態ですか。

◎**近藤県立病院課長** あき総合病院も幡多けんみん病院も入っております。

◎**塚地委員** 普通の病床が幾つか入っている状態ですか。

◎**近藤県立病院課長** 幡多けんみん病院は感染症病床、あき総合病院は結核病床です。

◎**塚地委員** それぞれどういう状態かわかりますか。

◎**近藤県立病院課長** あき総合病院につきましては4部屋、幡多けんみん病院については7部屋空いています。

◎**塚地委員** それは通常1万6,000円の空床分の補償もちゃんと収入として入るという形ですか。

◎**近藤県立病院課長** 入る形と聞いております。

◎**塚地委員** ちょっとこの間、患者がすごく減っている状態が各病院にも出てきているんですけども、幡多けんみん病院とあき総合病院の3月、4月はどのような状況ですか。

◎**近藤県立病院課長** 入院、外来収益を合わせて、4月は対前年1億円余り減少している状況でございます。

◎**塚地委員** そこに対する県として、例えば、今、概算要求で前年度分の診療報酬分で補填してほしいという声もありますけれども、今後の経済、経営の見通しとしてどういうことを考えておられるでしょうか。

◎橋口公営企業局長 現在のところ4月分だけの収入の、今申し上げた減というのは見えております。あと、支出側の見込み、収支という形でまだ見えておりません。手前に戻りますが3月については、余り減収とかそういったことはございません。4月にかなり顕著になってきております。収支の状況も見ながら、今後、5月も引き続きどのようになっていくのか把握していかなければなりません。県立病院ですので、民間病院とはまた違うところもあるんですけれども、減収、減益が見込まれます。それを年間を通して見ていかないといけないところなんですけれども、国の制度にできるだけ乗る形で必要な手は挙げて、経費は知事部局側からの繰り入れがない形で独立採算が基本ですので、そうしたものに向けて詰めていきたいと思っております。

◎塚地委員 ただ、やはり、公的な病院、公立病院としての役割は大きいわけなので、現場に減収だからといってしわ寄せがいく形ではなくて、安心して医療体制をとっていただきたいと思うんです。そこは現場の声もよく聞いた対応をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎明神委員 人工呼吸器はあき総合病院へ何台、幡多けんみん病院へ何台ですか。

◎近藤県立病院課長 2台ずつです。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎浜田委員長 これより採決を行います。

今回は議案数4件で、予算議案1件、報告議案3件であります。

それでは、採決を行います。

第1号令和2年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第3号令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって報第3号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第4号令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、報第4号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎**浜田委員長** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あすの午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願います。

本日の委員会はこれで閉会します。

(17時8分閉会)